

平成21年度 中小企業税制の改正ポイント

中小企業対策税制

～中小企業と組合の法人税の軽減税率の引き下げ～

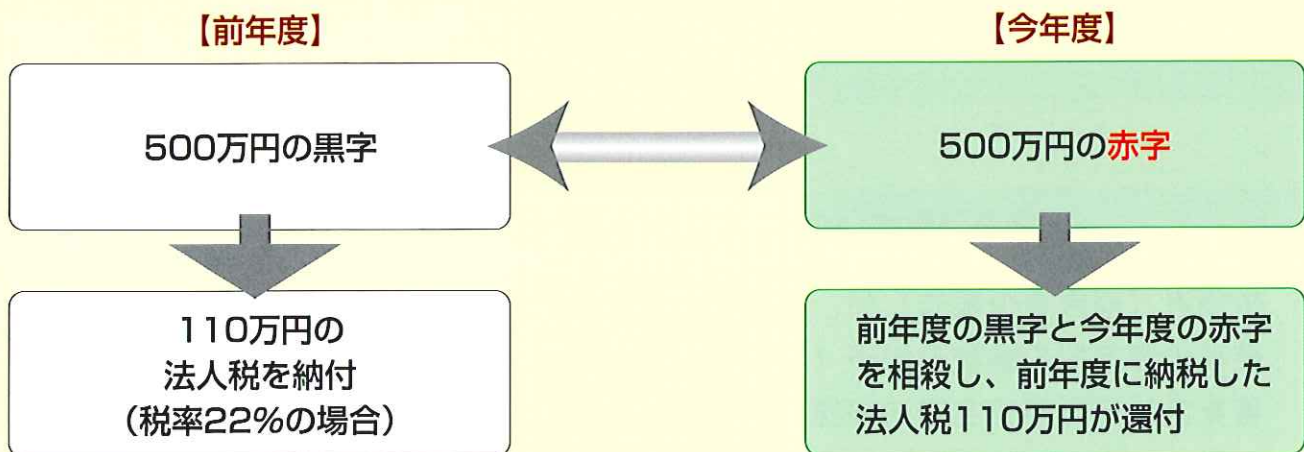
中小企業の**年800万円以下の所得**に対する**法人税**の軽減税率（現行22%）が、**18%**に引下げられます。（2年間の時限的引下げ措置）
また、**事業協同組合等**も、年間所得800万円以下の組合は本則22%から**18%**へと引き下げられます。（平成21年4月1日～平成23年3月31日に終了する事業年度が対象です。）

～中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活～

中小企業と協同組合は**平成21年2月1日以後**に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰り戻しによる**法人税の還付**を受けることができます。

○ **繰戻し還付の仕組み** 前年度は黒字だったが経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができます。

○ **繰戻し還付が適用できるケース**



～中小企業等の貸倒引当金の特例の延長～

事業協同組合等は、貸倒引当金の繰入れについて、通常の繰入限度額の**16%**の割増による損金算入が認められます。

～事業協同組合等の留保所得の特別控除の延長～

事業協同組合等は、各事業年度における留保所得の**32%**相当額の損金算入が認められます（対象は「設立後10年以内の組合」）。



～相続税の80%納税猶予制度の創設～

非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象がすべての中小企業に拡大されます。なお、新制度は、平成20年10月1日以後の相続に遡って適用されます。

自社株式に係る10%減額措置

〔従来〕

<対象会社要件>

発行済株式総額20億円未満の会社

<軽減対象の上限>

相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3
又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に
大幅拡充

自社株式に係る80%納税猶予

〔改正後〕

<対象会社要件>

中小企業基本法上の中小企業

<軽減対象の上限>

軽減対象となる株式の限度額は撤廃。
ただし、発行済議決権株式総数の2/3
以下の限度あり。

～贈与税の100%納税猶予制度の創設～

後継者（経営者の親族）が、一括で自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予（贈与税から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分）されます。なお、経営者が相続税の納税猶予の適用を受けていない場合も利用できます。
(平成21年4月1日以降の贈与から適用)

事業承継の利用に関する認定申請は、経済産業局で受け付けております。

<http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>



全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

担当部：政策推進部

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

TEL：03-3523-4902 FAX：03-3523-4909